

松伏町内で結婚生活をスタートする新婚世帯に、住居費や引っ越し費用などの一部を助成します。

▶こんな費用を助成します

【住居費】松伏町内の物件の取得費・賃料・共益費・敷金・礼金・仲介手数料

【引っ越し費用】婚姻に伴う引っ越しに対する運送業者への支払い

▶対象となる世帯は令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦で、次の要件をすべて満たす世帯

- ・前年(4月又は6月申請は前々年)の夫婦の合計所得が400万円未満
所得は、収入から必要経費を除いた金額です。詳細は町ホームページを参照してください。
※夫婦の双方又は一方が申請時に無職の場合、離職した方については所得なしとして算出します。
- ・補助金の交付申請時に夫婦ともに39歳以下
- ・対象となる住居の住所へ夫婦の双方又は一方が転入又は転居届を提出し、受理されている方
- ・暴力団員による不当な行為の防止法に関する法律に規定する暴力団の構成員ではない方
- ・補助金の交付から3年以上松伏町に居住する意思のある方
- ・過去にこの補助金の交付を受けていない方

▶補助金上限額 1世帯当たり 夫婦いずれかの年齢が39歳以下の場合30万円
夫婦双方の年齢が29歳以下の場合60万円

※申請書に添付の領収書の金額が上限額未満の場合は、領収書の金額です。

▶交付申請について 申請期限 令和4年3月31日(木)

申請場所 すこやか子育て課 申請書類 町ホームページ、申請窓口で配布



令和3年度高齢者タクシー利用券・高齢者バス利用券を交付

問合せ いきいき福祉課 高齢介護担当 ☎991-1882

高齢者の方への生活支援と社会参加の促進を図るため、タクシー利用券又はバス利用券のいずれかを交付します。申請時にどちらかを選んでください。

▶対象者 令和3年度中に75歳以上となる一人暮らしの方及び75歳以上の方のみの世帯に属する方。
福祉タクシー券の交付対象者は除きます。

▶申請方法 申請期間 4月1日(木)～令和4年3月31日(木) 申請場所 いきいき福祉課及び北部サービスセンター

▶助成内容

本人又は家族等代理の方からの申請後、要件を確認し、その当日に窓口で交付します。

▶利用方法

- ・使用目的に制限はありません。
- ・交付を受けた利用者本人に限り利用券を使用することができます。
- ・1回の乗車につき、1枚の利用券を使用してください。タクシーに複数人が同乗する場合は、各人1枚ずつ使用可能です。
- ・使用目的に制限はありません。

	交付枚数
タクシー	一人年間16枚(1枚500円)
バス	一人年間32枚(1枚200円)

	利用できる町指定の事業者
タクシー	松伏交通(有)、飛鳥交通(株)(旧松栄川元交通(株))、ライト福祉サービス(株)、ユタカ介護サービス、みどりの丘介護タクシー、民間救急・介護タクシーすまいる
バス	茨城急行自動車株式会社(茨急バス)、株式会社ジャパンタローズ(タローズバス)

令和3年度福祉タクシー利用券を交付

問合せ いきいき福祉課 障がい福祉担当 ☎991-1887

- ▶対象者 身体障害者手帳1～3級、4級(下肢のみ)の方
療育手帳④、A、Bの方
- ▶助成内容 福祉タクシー利用券(初乗り料金分×最大18枚)
- ▶持ち物 身体障害者手帳又は療育手帳、印かん
- ▶申込み 4月1日(木)からいきいき福祉課へ。